

消費生活安心ガイド

くかしこい消費者になろう

第1回 クーリングオフを ご存じですか？

クーリングオフとは、一定期間、無条件で申し込みの撤回や契約が解除できる制度のことを言います。

突然の訪問販売やキャッチセールスなどでは、「冷静ではない状態で、気がついたら契約していた」ということがよく

くあります。

このため、特定の取引に限り、頭を冷やして考えなおす(Cooling-off)機会を与え、一定の期間内であれば理由がなくても解約できるという制度がクーリングオフなのです。

(注) 自分で店に行つて商品を選んだり、通信販売で購入したり、広告を見て自分から電話をかけて申し込んだりし

た場合にはクーリングオフで
きませんのでご注意ください。

なにより、契約する際には契約書などをよく読み、自分にとって必要かどうかをよく考えて、必要ないときにははつきりと断りましょう。

▼お問い合わせ／養父市市民課(☎662-3163)、県立但馬生活科学センター(☎0796-123-1099)

★クーリングオフできる主な取り引きと適用期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	キャッチセールス・アポイントメントセールスは店舗契約を含む。 ※指定の商品・役務・権利に限る。	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話での契約。 ※指定の商品・役務・権利に限る。	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法などの契約。 店舗契約を含む。	20日間
特定継続的役務提供	エステや学習塾などの継続的契約。 店舗契約を含む。	8日間
業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法、資格商法などによる契約。 店舗契約を含む。	20日間

※この他にも対象となる取引があります。また、指定商品や金額、契約期間などの制限がありますので、詳しくは、県立但馬生活科学センターなどへお問い合わせください。

まちの文化財 ④ 両松寺の梵鐘



慶長5年(1600)「より生野奉行間宮新左衛門支配なられ」それより式十枚間歩、谷床間歩、金木谷、白岩、諸所に銀山出来す」と記録しています。加棒というのは、生野、明延、中瀬の町名主に許された特別の名称です。慶長19年(1614)に始まる大坂の陣に生野奉行・間宮氏の配下として出陣し、大坂城の下に坑道を掘って城を攻めました。徳川家康は功績を認め、奉行に加えるという意味をもつ加棒の名称を恩賞として与えたと言います。

生野、明延、中瀬は、江戸時代から「但馬三山」と呼ばれた日本有数の鉱山です。中でも明延鉱山は、明治42年にスズ鉱脈が発見され、最盛期には国内のスズの9割以上を産出しました。昭和56年の出鉱量は、月に2万5千ト、作業人員は348人でしたが、昭和62年に資源を残しながら閉山しました。元禄12年(1699)の御公用覚書には、「養父郡明延銅山、大同元年(806)にはじまりよし」「明延町、長さ四町半(490メートル)・横吉町(1099メートル)、家数六拾七軒」「明延町、加棒六郎兵衛」と書いています。また、但播州諸山其外旧記には、明延は「別所豊後守領分にて候」、

この時代に作られた梵鐘が明延の両松寺にあります。梵鐘の銘文には、「但州養父郡大屋庄明延銀山」「当所繁留以立願、奉鑄者成」「文禄五丙申菊月」などの文字があります。梵鐘の大きさは、高さ約110センチ、口径約85センチです。養父市では最も古い重要な梵鐘になります。文禄5年は西暦1586年で、豊臣秀吉から任命された八木城主の別所吉治が、秀吉の代官として明延銀山を支配していました。明延鉱山は秀吉・家康の時代から昭和まで、銀山、銅山、スズ山として400年も繁栄してきました。現在も坑道は、明延鉱山探検坑道として見学できます。(教育委員会社会教育課)